

英國領北アメリカ植民地の創設と勅許状

小 倉 いずみ

The Founding of British North America and the Royal Charter

Izumi OGURA

植民地創設のためのチャーターとパテント

アメリカ史の中でどのように英國領北アメリカ植民地が創設されたかを語るとき、ヨーロッパからの移住者がどのようにしてインディアンが居住していた土地を手に入れたか、という問題を避けて通ることはできない。事実 1620 年のピルグリム・ファーザーズによるプリマス植民地に始まり、1630 年のマサチューセッツ湾植民地の創設を大きな契機として、インディアンから土地を取得するための交渉は数多く行なわれたと推測されるが、その過程は現在でも明らかにされていない部分が多い。英國国王が発行した「チャーター」や「パテント」と呼ばれる「勅許状」は土地の所有権を示す公的書類とされるが、これはあくまでも入植する英國人に対して与えられた入植許可書であり、土地の所有権をめぐってアメリカ先住民との合意によって作成されたものではなかった。

「チャーター」は、英國国王と新しい事業を行なうために設立される法人との「契約書」であり、もともと土地の所有権を立証する権利書ではない。しかしアメリカに移住した人々は国王が発行した「チャーター」により、未知の新大陸で自らの存在を正当化し、植民地政府を樹立する法的根拠を得た。英國の国王はアメリカ大陸に居住しなかったが、入植者たちはその権威によって自治政府を興し、議会を設立したのである。マサチューセッツ湾植民地は国王が許可した法人であったから、ロイヤル・チャーターと呼ばれた。一方「パテント」はコネチカット植民地の前身であるウォリック・パテントに見られるように、例えは英國の貴族 Lords and Gentlemen が持っていた「土地の権利書」である。パテントの中には国王が発行したものもあり、ロイヤル・パテントと呼ばれた。しかしこの証書も現在ではその所有者が何人いたのか、どこの土地の所有権を指していたのかも明らかではない。パテントのなかでは、ある川から別の川までを領土とする旨が書かれていた程度で、実際土地の測量がされていたわけではなかった。

英國国王が発行した勅許状という意味ではチャーターもパテントも相違はない。これらを厳格に定義する文書もなければ、当時の文献でも区別して使われておらず、むしろ相互互換的に使用されている。マサチューセッツ湾植民地のチャーターは、文書の題名としては「ニューイングランド・マサチューセッツ湾植民地への勅許状」“The Charter of the Colony of the Massachusetts Bay in New England” と呼ば

れるが、この本文を実際読んでみると、勅許状は「パテント文書」“letters patents”¹と言及されており、原典の中でチャーターと呼ばれることはない。またマサチューセッツ湾会社が設立されたあとに、すでにアメリカに居住していたジョン・エンディコットに「エンディコットと協議会への会社からの最初の一般的な指示文書」が出されているが、この中でも勅許状は「パテント文書」と呼ばれている²。

チャーター やパテントは不備な点を多く含んでいたが、それでも新大陸では入植者たちの大きな「法律上の後ろ盾」legal backingとなり、彼らの開拓事業を支えた³。このような勅許状を出すことによつて、新大陸の探検と開発は国家の威信をかけた競争となり、領土獲得は国家の大事業となつた。マサチューセッツ湾植民地やコネチカット植民地は、隣接するオランダ領ニューアムステルダムと対抗し、カナダからのフランスによる侵攻から英國領北アメリカ植民地を守ることが重要な任務とされた。

本稿は北アメリカにおける英國領植民地がどのように形成され、自治政府が構成されたかを探究する。特に1629年に英國国王からマサチューセッツ湾植民地に与えられた勅許状の内容とその不備な点を検討することによって、マサチューセッツ湾植民地政府がいかに国王の統制を離れて、政治的・宗教的に自立した植民地を作り上げたかを解説することを目的とする。またマサチューセッツ湾植民地に隣接するコネチカット植民地の創設に触ることによって、二つの植民地の相違点や共通点を比較・対比しながら、初期の英國領北アメリカがどのように発展したかをたどる。

I. マサチューセッツ湾植民地の創設

「ニューイングランド・マサチューセッツ湾植民地への勅許状」(1629)

“The Charter of the Colony of the Massachusetts Bay in New England”

マサチューセッツ湾植民地の母体は1629年に設立された「ニューイングランド・マサチューセッツ湾の総督と会社」The Governor and Company of the Massachusetts Bay in New Englandと呼ばれた法人である。正式な設立確認は2月27日で、3月4日に認証印を与えられ、3月18日に英國国王の署名を得て勅許状 royal charter を与えられた⁴。勅許状の正式名称は「ニューイングランド・マサチューセッツ湾植民地への勅許状」であり、日付は1629年3月4日となっている⁵。勅許状はまた4月17日付でニューイングランドに住むジョン・エンディコットにも通知された。エンディコットはセイラムにすでに渡航していたが、勅許状を与えられた有力者の一人であり、勅許状に名前を記載された人物である。この中で、勅許状は「大変な費用と名士の人々からの配慮、そして多くの労力」“with great cost, favor of personages of note, and much labor”⁶で獲得されたものだと書かれている。

勅許状の原文は1853年にナサニエル・シャートレフが編集した『ニューイングランド・マサチューセッツ湾の総督と法人の記録』の第一巻で最初に記載されている。細かな文字で書かれたこの文書は17ページあるが、段落が一つもない。それぞれの文章も大変長く、一つの文が10行から20行続き、

一ページの半分が一つの文章ということもざらである。この最初のページで、勅許状によって英國の領土であると主張された新大陸の地域が定義される。それは南北の境界を北緯 40 度から 48 度までとし、東西は「海から海まで」というものであった。

[統治されるアメリカにおけるニューイングランドとは] 赤道から北緯 40 度から上記の北緯 48 度までの広がりに存在するアメリカのすべての部分である。上記の本土の南北の広がりの中で、東西の長さは海から海までとする。

All that parte of America lyeing and being in breadth from forty degrees of northerly latitutde from the equinoctial lyne, to forty eight degrees of the said northerly latitude inclusively, and in length of and within all the breadth aforesaid throughout the maine landes from sea to sea…⁷

この勅許状に指定された領土は二ページ目でさらに細かく定義されている。北の境界はメリマック川とされ、南はマサチューセッツ湾（現在のボストン湾と思われる）を底辺としてチャールズ川の三マイル南までとした⁸。しかしこの南北の境界は厳格に解釈しないほうが良いと思う。勅許状が示した北緯 40 度はフィラデルフィアであり、北緯 48 度はカナダのニューファンドランド島の地点である。緯度の直線距離は約 1,000km の幅がある。一方メリマック川はマサチューセッツ州の北を流れる川で、チャールズ川からはわずか数十キロしか離れていない。マサチューセッツ湾植民地が創設された時点ですでに、北側は現在のメイン州のケネベック川まで探検がされているから、勅許状でここを除外する理由はない。

マサチューセッツ湾植民地の設立に関して、勅許状は植民する地域を以上のように限定したほか、詳細にわたって規定項目を列挙した。勅許状が主に与えられた有力者には、ヘンリー・ロズウェル Sir Henry Rosewell とジョン・エンディコット John Endecott の他に三名がいた。この下に彼らの仲間として、リチャード・ソルトンストール Sir Richard Saltonstall (コネチカット植民地の所有権も持っていた)、マシュー・クラドック Matthew Cradock (最初の総督だが、アメリカに渡航しなかった)、インクリース・ノーウェル Increase Nowell、リチャード・ベリングハム Richard Bellingham (のちに総督)、セオフィラス・イートン Theophilus Eaton (ニューヘイブン植民地の創設者)、トマス・ゴフ Thomas Goffe などがいた。

植民地政府の構成は、総督一名、副総督一名、アシスタント 18 名と定められた⁹。アシスタントはのちに執政官 magistrate と呼ばれ、彼らは公民 freemen から選挙された。この選挙は毎年行なわれ、その時期は「イースター期間の最後の水曜日」“last Wednesday in Easter tearme”¹⁰ に指定された。総督の就任のためには宣誓が必要で、これは英國の「大法官府裁判所のメンバー」“Masters of our Courte of Chauncery”¹¹ が執り行うと規定されている。勅許状が下付された 1629 年 3 月 18 日にマシュー・クラドックが総督に就任したときの宣誓は、大法官のチャールズ・シーザーによって行なわれたことが勅許状の付則の部分に書かれている。現在この勅許状はマサチューセッツ州議事堂に保存されているが、こ

これが本物であることの証拠は、クラドックが1629年に総督に就任した際に英国で宣誓を行い、ラテン語の宣誓証明書が添付され、チャールズ・シーザー大法官の署名があることによる¹²。クラドックのみがこの宣誓を勅許状どおりに正式に行い、これ以後は総督が3,000マイルの大西洋を片道二ヶ月かけて毎年英国まで渡航することはできないので、おそらくクラドックからワインスロップへ、そしてワインスロップが次の総督へ、宣誓式を行なったと思われる。宣誓の文章については、歴史家のアレクサンダー・ヤングが編集した『マサチューセッツ湾植民地における第一世代の入植者の年代記』の中に残されている¹³。

勅許状は他にも、向こう7年間は英國を相手とする輸入と輸出について免税措置を設けている。また新大陸で発見された金と銀については、五分の一を英國に支払うよう求めているが、これは実行されなかつたと思われる。勅許状には下付される英國貴族の名前が細かく記されているが、クラドックの後に総督に就任したワインスロップの名前はない。

現在でも注目される勅許状の最も重要な部分は最後にある。それは、植民地政府はさまざまな「法や条例」を制定しても良いが、「英國の法に反する法律を制定してはならない」と明示している点である。

上記の会社の総督や副総督、アシスタント、公民は健全で妥当なあらゆる種類の法、法律、条例、指示、教示を制定することを合法とする。しかしそれらはこの我々の英國という領土の法に反してはならない。

That it shall and maie be lawfull to and for the Governor or Deputie Governor and such of the Assistants and Freemen of the said Company … to make, ordeine, and establishe all manner of wholesome and reasonable order, lawes, statutes, and ordinances, directions, and instructions not contrarie to the lawes of this our realme of England….¹⁴

勅許状が公民の間で問題となったのは、こうした法や条例が及ぶ範囲であった。この法の中に執政官が行使する拒否権が含まれると主張したワインスロップは、拒否権を擁護する文書を残している。この中で彼は、拒否権は勅許状に記載されており国王に認められた正当な権利であるという論理を展開している¹⁵。

勅許状と先住民（インディアンとオールド・プランター）

こうして、勅許状の中で認められたマサチューセッツ湾植民地の紋章 common seal が、1629年に定められ、エンディコット宛に送付された¹⁶。この紋章には中央にインディアンが立っており、有名な言葉「こちらに来て、私たちを助けてほしい」“Come over and help us”と書かれている。勅許状の中で、インディアンへの布教と彼らのキリスト教への改宗が植民地創設の主要な目的であると記されている¹⁷。し

かしもちろん植民地建設が最初からスムーズに進んだわけではない。インディアンとの関係は特に細心の注意が払われ、「エンディコットと協議会への会社からの最初の一般的な指示文書」の中では、「インディアンが土地の所有権を主張した場合は、必ずその所有権を買うように努力し、インディアンに我々が侵略したという印象をほんのわずかでも与えてはならない」と書かれている。“If any of the salvages pretend right of inheritance to all or any part of the lands granted in our patent, we pray you endeavour to purchase their title, that we may avoid the least scruple of intrusion.”¹⁸ この方針は第一世代の入植者の中では厳格に守られており、適正な権限なくして植民地が作られたことはない、と英國国王に報告されている¹⁹。

また勅許状は同時に、インディアンと同様に、ウィンスロップ以前の入植者の権利を侵害しないよう配慮していた。勅許状にはすでに入植していたセイラムも含まれた。牧師のサミュエル・スケルトンとフランシス・ヒギンソンはエンディコットと共に1628年にアメリカに渡航し、セイラムを建設していた。彼らの前にも1624年設立のドーチェスター会社の出資者の人々がセイラムに住んでおり、彼らは「オールド・プランター」と呼ばれていた。マサチューセッツ湾会社はこうした古くからのプランターを大切にして、彼らから新しい政府へ執政官2名を選出させた²⁰。彼らから土地を奪ったという記録はない。「エンディコットと協議会への会社からの最初の一般的な指示文書」には、マサチューセッツ湾植民地政府はサミュエル・スケルトンに200エーカーの土地を下付したと書かれており、新政府がそれ以前の入植者にも配慮を忘れないことがわかる²¹。ウィンスロップが勅許状によって得た特権は、マサチューセッツ湾植民地だけでなく古いプランターと共有するものだと述べており、こうした特権は「国王の特別な恩召し、大変な費用と名士の人々からの配慮、そして多くの労力によって手に入れたものだ」と法人からエンディコットへの「指示文書」に書かれている。“we are content they [old planters] shall be partakers of such privileges as we, from his Majesty's especial grace, with great cost, favor of personages of note, and much labor, have obtained....”²² 勅許状は入植者にとって大きな後ろ盾であり、吸収されたセイラムのオールド・プランターたちにも威力を発揮したのである。

勅許状の中における法人所在地の欠如

マサチューセッツ湾会社のように、当時は法人格を持つことは国王の勅許状によってのみ認められた特権で、法人となることは例外的なことだった²³。このため法人の活動や行動は借金から物品の購入まで逐一勅許状に記載された。1600年に海外貿易を行なうために設立された東インド会社はその最初の例である。東インド会社は現在の株式会社に相当し、事業内容を詳細に述べて、投資者の資金を募り、事業を遂行した。そして利益が上がれば、投資者に配当金を分配した。現在法人を設立する際に基礎となる会社の基本定款は英語で「チャーター」と呼ばれているが、これは元来勅許状を意味していた。

しかしながらマサチューセッツ湾会社の勅許状には、設立される法人の本部所在地と総会の場所に

についての記載がなかった²⁴。前述のように、植民地政府の構成や選挙で総督が選ばれること、選挙の時期、指導者が死亡した際の再選の手続き、就任のための宣誓、などが細かく規定されているのに対して、肝心な総会の場所が指定されていないのである。しかしチャーターの所在地が欠けていることは、後世の歴史家に大きな問題とはみなされなかつた。コットン・マザーの『マグナリア・クリスティ・アメリカーナ』やエドワード・ジョンソンの『驚異を作り出す摂理』、トマス・ハチンソンの『マサチューセッツ湾植民地の歴史』の中では、マサチューセッツ湾植民地政府が新大陸に移動したことには言及しているが、その前の本部は当然ロンドンにあったと仮定しており、いつどのような手段でその本部を新大陸に移動したかについては述べていない²⁵。また19世紀に至るまで、多くの歴史家は本部所在地の記載がないことに注意すら払わなかつた。

1792年にマサチューセッツ湾植民地のチャーター全文を出版したエベネザー・ハザードは、歴史家として初めてこの本部所在地が勅許状に記されていないことに気づいた²⁶。最近このチャーターの内容と意義に関して、歴史家のロナルド・カーは再検討をしている²⁷。マサチューセッツ湾会社の法人本部の不在は当時のチャーターで前例がないことではなかつたが、所在地の不在はどこでも法人を設立できる一方で、ロンドン以外の所在地の合法性に関する疑問も出された。ロナルド・カーは、勅許状に本部所在地や出資者が集う総会がどこで開催されるかが記載されなかつたために、勅許状をアメリカに移動することができ、また新大陸に渡航しない人を除くことができたと指摘している²⁸。

1629年の設立時の総督だったマシュー・クラドックは、同年7月28日マサチューセッツ湾会社の勅許状と本部所在地を新大陸に移し、さらに実権を入植者に与えることを提案した。ロナルド・カーは、勅許状の中で許された設立法人とその政府をアメリカに移住する人に譲ることによって、さらにマサチューセッツ湾植民地政府の自立性が強化されたとみなしている。7月28日の総会議において、クラドック総督は以下のように提案する。

そして最後に、総督は自分で考えたいくつかの提案を読み上げた。すなわち、植民地を前進させるため、そして、財産を持ち資質ある人々が、自ら家族を伴つてかの地に移住することを促進し、奨励するため、マサチューセッツ湾植民地は植民地政府をかの地に居住する人々に譲り渡すこととする。そして現在のように、ここで以前と同じように会社に服従することはやめる。

And lastly, Mr. Governor read certaine propositions conceived by himselfe, viz. that for the advancement of the plantation, the inducing & encouraging persons of worth & qualitie to transplant themselues and famylyes therer, & … to transferr the government of the plantation to those that shall inhabite there, and not to continue the same in subordination to the Company heer, as now it is.²⁹

クラドックはこの政府の移転の重要性を意識して、その場で決定を下さなかつた。そして出席者に私的に、眞面目に移転について考えるよう伝え、反対する者は次回にその理由を文書で提出するよう

要請した。またこの問題については、秘密を守り、決して外に漏らさないよう指示している。

この議事録の中で注目すべき点は、「会社に服従することはしない」と述べているところである。すなわちアメリカへの植民事業の従来の形を変更し、英國にある法人（例えば東インド会社）のように、植民地の人々を法人に服従させることはやめる、と断言しているのである。クラドック自身はマサチューセッツ湾植民地政府を自治体とすることまで考えていなかつたかも知れないが、少なくともかなりの自由をアメリカに渡航する人々に与えようとしたことは事実であろう。この提案は 1629 年 8 月 28 日に再び討議され、8 月 29 日に承認された。

勅許状の付隨文書「協議事項」の存在

マサチューセッツ湾会社の法人本部の所在地の欠如は偶然ではなく、意図してクラドック総督やウィンスロップ総督、総会議のメンバーたちによって削除された、とロナルド・カーは解釈する。1630 年代のウィンスロップ総督は、植民地経営を軌道に乗せるため、ロード大主教の意思も国王の命令も無視するつもりだったのであろう。マサチューセッツ湾会社が自治政府を樹立して独自に会議を開き、法律を制定していたことに怒ったロード大主教は、1635 年から 1638 年にかけて勅許状の不備を指摘してこれを取り返そうとした。しかし渡航するピューリタンたちは英國国教会に服従すること（コンフォーミティ）を宣言しており、勅許状に国王の認証印が貼られていたために、撤回に失敗したのである³⁰。

マサチューセッツ湾会社の本部を英國に置くことを、英國国王が意図していた事実が明らかになつたのは 1780 年であった。この時に、歴史家のジョージ・チャルマースは、勅許状に付隨していた「協議事項」 docket と呼ばれる勅許状を要約する文書を初めて出版した³¹。「協議事項」の中には、「ここ英國で総督と役職者を選ぶ」 “clauses for the electing Governors and Officers here in England”³² という文言が書かれていた。しかしながら、この「ここ英國で」という文言は勅許状本文には記載されなかつた。「ここ英國で」という文言が消されたのは偶然だったのか、あるいは意図して削除されたのかは、注目すべき重要な点である。

勅許状の「協議事項」に記載されていた法人本部の所在地を、ウィンスロップやマサチューセッツ湾政府の誰かが勅許状の本文から削除したならば、その行為に言及した文書は存在しないのだろうか。この削除の意図を証明する文書は、ジョン・ウィンスロップ著「暫定政府について」 “Arbitrary Government Described” (1644) である³³。これは長い間行方不明であったが、1867 年にロバート・ウィンスロップによって出版された。「暫定政府について」の中で、ウィンスロップは法人本部をロンドンに置く条項に関して、「これについては意図的に、しかも多くの困難を経て、私たちは切断させた」と述べている。“The last clause is for the Governing of the Inhabitans within the Plantation. …(& so this was intended & with much difficulty we gott it abscinded.)”³⁴ ジョン・ウィンスロップは明確に法人本部のロンドン在住条件 residency requirement を「切断させた」“abscinded” と述べている。この点から、ウィンスロッ

プは故意に勅許状を変更したと歴史家は見ているのである。植民地創設期の1630年代はこの勅許状の不備を利用して、マサチューセッツ湾植民地政府は英国の干渉を切り抜けた。英国が植民地に干渉できたのは、ピューリタン革命が終わり、1660年の王政復古後であった。

「ケンブリッジ合意」“The Agreement at Cambridge” (1629)

「ケンブリッジ合意」は1629年8月26日に12名がこれに署名して翌年3月1日を期してニューイングランドに渡航することを決定した文書である。この原文はメイフラワー盟約と同じくらいの長さの簡単な合意書である。現在はマサチューセッツ歴史協会が保存している。この中でキリスト教徒としての団結と新しい植民地への決意が語られている。この文書に合意した者はアメリカに居住することを約束したため、新大陸に渡航を望まない者は排除された。すなわちケンブリッジ合意は、マシュー・クラドックが提案したように、政府は植民する者の手の中にあることを確認する文書でもあった。

私たちの間で十分にそして忠実に以下のように合意する。私たち各人はキリスト教徒の言葉として、私たちすべての心の行き先である神の御前において、私たちは来年の3月1日までに上記の植民地を建設するこの仕事に従事するよう努力することを、ここに自発的に誠実に約束し、誓約するものである。そして神の助けによって私たちは自ら準備をし、私たちと共に渡航する予定になっているいくつかの家族とともに、準備するつもりである。そして私たちが備えるに十分な食料や資材を調達するつもりである。来年の9月の末日までに上記の植民地の勅許状を持つ全体政府は、まず総会議の命令のもとに法律に従い、上記の植民地に居住する私たちと他の人々に委譲され、確立され、存続することを規定する。

It is fully and faithfully agreed amongst vs, and euery of vs doth hereby freely and sincerely promise and bynd himselfe in the word of a Christian and in the presence of God who is the searcher of all hearts, that we will so really endevour the prosecucion of this worke, as by Gods assistaunce we will be ready in our persons, and with such of our seuerall families as are to go with vs and such provisions as we are able conveniently to furnish ourselves withall, to embarke for the said plantacion by the first of march next.... Provided always that before the last of September next the whole gouernement together with the Patent for the said plantacion bee first by an order of Court legally transferred and established to remayne with vs and others which shall inhabite vpon the said plantacion.³⁵

「ケンブリッジ合意」の特徴は、「家族」を連れて移住すると述べている点である。当時のチャーターで認可された海外事業は、男性のみか社員のみが移住していたので、女性や子供を伴うことは異例だった。また合意書の最後では署名した12人のうち四分の三(9人)の合意があればメンバーから外れることができると述べている。「もし誰かが正当な避けられない理由で参加できない場合、ここに名前

が記された人々の四分の三によってそれを許す。そのような時期と境遇のもとにある人はこの縛からはずれることとする。」“if any shall be hindered by such just and inevitable Lett or other cause to be allowed by 3 parts of foure of these whose names are herevnto subscribed, then such persons for such tymes and during such letts to be dischardged of this bond.”³⁶ さらに3月1日までに準備不履行があった際には、一日につき3ポンドを会社に支払うことを決定している。このように具体的に渡航するメンバーの家族に言及し、罰金まで設けている点は、彼らの移住に対する意思の強さを示すものであろう。「ケンブリッジ合意」の実用的な面は、植民地建設の理想のみを記したメイフラワー盟約とは大きく違う点である。

「ケンブリッジ合意」の二日後の8月28日の総会議で、前述のように、植民地政府をニューイングランドに移すか、ロンドンに置くか、が議論された³⁷。「植民地の主要な政府は、パテント（勅許状）と共に、ニューイングランドに置くべきか、あるいはここ〔英国〕に置くべきか」の賛否の意見が問われた。“whether or noe the chiefe gouernement of the plantacion, together with the pattent, should bee settled in New England, or heere.”議事録には、〔セオフィラス・〕イートンは移転に反対し、リチャード・ソルトンストールは賛成したと記述されている³⁸。クラドック総督は翌日の午前中に賛成派と反対派の双方が話し合い、その報告を総会議で行なってから、決定することを提案した。翌日の8月29日に、挙手で政府をニューイングランドに移すことが決定された。「挙手によって、政府とパテントはニューイングランドに置くべきであると会社の全体的な賛成が得られたように思われる。」「by erection of hands, it appeared by the generall consent of the Company, that the gouernement & patten should bee setled in New England. ”³⁹

この政府移転問題はきわめて重要だったため、総会議は委員会を設置して準備した。この委員会については、1629年9月29日、10月15日、10月16日、10月19日の総会議で討議され、議事録に記載されている⁴⁰。またクラドック総督はアメリカに渡航する人から総督を選出すべきと考えて、10月20日に総督をウィンスロップに譲っている⁴¹。このように、クラドック総督は、まず勅許状をアメリカに移す準備をし、その後渡航する人々が自治の権限を持つるように配慮した。クラドック総督自身はアメリカに渡航していないが、「実際に植民する人々に実権を与える」という原則を打ち立てたことには、先見の明があったといえよう。新大陸への勅許状の移転によって、マサチューセッツ湾植民地政府は、英國国王の直接統治から離れ、英國国教会の監視と介入からも解放され、新政府を設立するための大きな自由を手に入れることになったのである。

マサチューセッツ湾植民地における土地の取得と配分

ウィンスロップや彼と共に1630年にアメリカに渡航した指導者は英國では富裕層であったから、彼らは渡航する前に財産を処分してアメリカ移住のためにマサチューセッツ湾会社に出資した。そして彼らは出資の配当金として新大陸に多くの土地を得たのである。ウィンスロップもコットンも広大な領地を所有する大地主であった。ダレット・ラットマンの調査によれば、ウィンスロップは200エー

カー(244,000坪)を所有していた。1エーカーを1224坪と換算すると、ウインスロップの領地200エーカーは24万4000坪という広大な土地である。ジョン・コットン(1584-1652)はボストン市外のマディ・リバー(現在のバック・ベイ周辺地域)に250エーカー(306,000坪)を所有していたし、同僚のジョン・ウィルソン(1588-1667)もほぼ同面積の土地を所有していた。商人のウィリアム・コディントンにいたつては530エーカー(648,720坪)、ウィリアム・ハチンソン(アン・ハチンソンの夫1586-1642)は600エーカー(734,400坪)の大地主であった⁴²。

ウインスロップなどの有力者に限らず、一般の移住者もマサチューセッツ湾会社の設立に出資すれば、投資への配当金として土地が下付された。アレクサンダー・ヤングが編集した『マサチューセッツ湾植民地における第一世代の入植者の年代記』は当時の文献を現代に紹介する古典的文書だが、その中で「土地の分配について」という1629年5月21日のアシスタント会議(執政官会議)の決定が残されている⁴³。この文書の中に、例えば50ポンドの出資をすれば、新大陸の植民地200エーカーの土地が提供されたと記載されている⁴⁴。これに加えて、本人や家族、召使いを含めて移住する人々も移住計画への投資と考えられたため、マサチューセッツ湾会社の株を買い、ニューイングランドに渡航すれば、その人に50エーカーの土地が与えられた。この50エーカーは本人だけではなく家族一人ごと、召使い一人ごとにも割り当てられたので、渡航する人数が多ければ与えられる土地も多くなった⁴⁵。これはヘッド・ライト head right(人頭による権利)と呼ばれ、ヴァージニア会社が移民者を募るために取っていたシステムであった。しかし、このヘッド・ライトは分与された開拓地が未だ少なく、多数の移住者とのバランスが取れなかつたため、彼らが1630年にニューイングランドに到着した直後から徐々に行われなくなり、土地政策は個人(家族)中心からタウン中心型へと変更されていった。

1630年代半ばまでには、ウインスロップのような執政官を中心とする植民地総会議が、新しくタウンを設立する人々(オリジナル・プロプライエター)にその土地を下付するタウン・グラン特許書を取るようになっていた。彼らは植民地総会議から「チャーター」と呼ばれるタウン設立の許可書を得たが、この文書はタウンが正当な政府であることを認め、タウン自治の詳細を定めたものであった⁴⁶。英國国王からマサチューセッツ湾植民地に与えられた勅許状「チャーター」は、今度はタウン設立の許可書となって「チャーター」と呼ばれたのである。

植民地総会議から「チャーター」と土地を下付されたタウンの設立者たちは、住民の間でどのように土地を分配するかの方法を決定した。これは個人に土地を下付すると、共同体としての連繋が乱れると懸念されたためである⁴⁷。タウンには教会や、コモンと呼ばれる共有地または放牧地が必ず設計されることが定められ、タウンの設立者を中心に区画整理や道路の通る場所が決定された⁴⁸。これは設立者の持つ大きな権限だった。タウン設立者は教会を地域の中心とするタウンの重要な場所に住み、これらの土地の地価は高かったからである。

マサチューセッツ湾会社への出資制度と土地による配当は、その10年前の1620年に創設されたプリマス植民地との大きな相違である⁴⁹。ピルグリム・ファーザース(巡礼始祖)と呼ばれたプリマス

植民地の入植者は経済的状況が困難な者が多く、アメリカへの渡航もままならなかつた。英國商人トマス・ウェストンと交渉したプリマス植民地の代表のロバート・クッシュマンは、最悪の条件で移住費用を捻出せざるをえなかつた。マーチャント・アドベンチャラー Merchant Adventurer と呼ばれる英國在住の投資者は、16歳以上のアメリカへの入植者に週7日間の労働を要求し、7年間の契約の後、利益は投資者に帰属するとした。それでもプリマスへの入植者は家と農場を獲得できたので、過酷な労働条件であっても妥協したのである。渡航費用の契約をめぐって1625年にマイルズ・スタンディッシュが英國の投資者と話し合つたが、最終的に借金を完済できたのは1648年であった。

II. コネチカット植民地の創設

コネチカットにおける土地の取得

コネチカット植民地の創設はウォリック・パテントが基盤である。これは土地の所有者であったウォリック伯爵に由来する。1632年ウォリック伯爵 Second Earl of Warwick (Robert Rich, 1587-1658) はニュイングランド評議会 the Council for New England の権限のもとで、コネチカット峡谷の一部をセイ・シール卿 Lord Saye-and-Seale (1582-1662)、ブルック卿 Lord Brooke、リチャード・ソルトンストール Sir Richard Saltonstall に下付した。コネチカット川の河口地域はセイ・シール卿とブルック卿の名前を合わせてセイブルックと名づけられ、ウィンスロップ二世 John Winthrop, Jr. (1606-1676) はセイブルック砦を建設した⁵⁰。現在コネチカット州の州都はハートフォードだが、創設当時はセイブルックにウィンスロップ二世が居住し、ここが植民地の中心であった。マサチューセッツ湾植民地は最初からチャーターを持った人々によってタウンが設立されたが、セイブルックの設立は教会の設立なしで行なわれた。このためセイブルックの設立許可書を、細部を定めた「チャーター」とは呼びず、暫定的な「パテント」と呼んだ。ウィンスロップ二世は「[ウォリック・] パテント所有者を代表する公認の代理人」“the authorized agent for the patentees”⁵¹ となつたのである。

「パテント」は詳細な決定事項は含まないが、土地を取得するための正統な手続きの一部である。英國からの移民者が新大陸の土地を得るために三つの正当な方法は、第一にパテントの下での法的権利、第二にインディアンからの土地の購入、第三に居住（占有）による権利であった⁵²。パテント所有者 patentees は英國在住の貴族であり、Lords and Gentlemen と呼ばれた。彼らは国王から金銭の代わりに新大陸の土地の所有権を与えられていた。しかし彼らは直接アメリカ大陸に渡航することなく、代理人を使って植民地を創設し、経営しようとした。1635年にはスタイルズ・パーティ Stiles party と呼ばれるグループがウォリック・パテントをもとに植民地を創設しようとしたが、失敗している⁵³。したがつてパテント所有者はウィンスロップ二世のような有力な移住者を必要としていたのである。

パテントという大義名分の下で、暫定的な政府が設立され、住民が荒野を開拓した。1636年3月3

日マサチューセッツ湾植民地総会議において、コネチカットの暫定的政府を認めることについて署名が行なわれた。しかしこれはコネチカット植民地政府を独立政府として認めるということであって、マサチューセッツ湾植民地政府の「下に」置き、監督するという意味ではない。またコネチカット植民地政府を樹立することは、ウォリック・パテント所有者と合意の上で行なわれた⁵⁴。なぜならばロンドンにいるウォリック・パテント所有者は新大陸への入植者を必要としており、植民事業の拡大を願っていた。そして入植者の方では、暫定政府のもとで安全保障と開拓の法的根拠を必要としていた。しかしパテント所有者の期待とは逆に、暫定政府を樹立することは入植者にとってパテント所有者からの独立と自治を意味していた。

入植者たちは各タウンに教会を設立する審査を行なうよりも、迅速に植民地政府やタウン政府を樹立することを急いだ。ロンドン在住のパテント所有者は、ウィンスロップ二世を総督として認め、セイブルック砦を建設し、そこにウィンスロップ二世を居住させた。また入植者は土地所有の法的根拠とされたウォリック・パテントに従うことによって、「不法占拠者」squatter とならずにすんだのである。マサチューセッツ湾植民地と違つて、コネチカット植民地ではまず入植者が荒野に入って行き、既得権益としてその地に居住し、その後政治組織ができていった。こうしてアガワム Agawam、ウィンザー Windsor、ハートフォード Hartford、ウェザーズフィールド Wethersfield という最初の四つの入植地ができると、そこから二人の代表を選び、彼らを執政官とした。ウィンスロップ二世を総督として、八人の執政官が集い、1636年4月26日に最初のコネチカット植民地総会議が開催された。

1636年の秋頃、ウィンスロップ二世はセイブルックを離れ、ハートフォードに移ったと思われる。その代わりに砦を守った人物はライオン・ガーデナー Lion Gardener である。彼はオランダ人の侵入を防ぎ、ピーコット戦争を戦い、その記録を残しているが、ウィンスロップ二世ほどはセイブルックにおいて存在感はなかった。その上、1636年5月にトマス・フッカーがケンブリッジからハートフォードに移動してきたため、セイブルックはさらに衰退した。このような状態のもとで、英国のパテント所有者の一人であるジョージ・フェンウィック Sir George Fenwick は、1636年にウォリック・パテントの重要な拠点であるセイブルックを守るためにアメリカに渡航し、所有権を確立しようとした⁵⁵。しかしそのフェンウィックも所属する教会はフッカーのハードフォード教会だったため、セイブルック砦は、事実上ピーコット戦争後は忘れられてしまった。コネチカット植民地の政治と宗教の中心はハートフォードに置かれ、ウォリック・パテントが効力を失ったのと同様に、セイブルックも重要性を失ったのである。

コネチカット植民地ではウォリック・パテント時代からの開拓地主であるオリジナル・プロプライアターの権限は大変に大きかった。なぜならば彼らはタウン創設の方向づけという責任を負つただけでなく、同時に荒野で、セイブルックに見られるように、タウン建設に失敗するかもしれない大きなリスクも負つたからである⁵⁶。コネチカットにおけるプロプライアターとは、最も早い段階で土地の所有権を手に入れた人々である。タウンが組織されると同時に、「プロプライアターズ」と呼ばれる

大地主の組織ができ、彼らはタウン自治に含まれない未分割の残った土地を手に入れた。コネチカットの四つの入植地にはこのようなプロプライアター組織がそれぞれに存在した。フッカーもこのような有力者の一人であり、大地主であった。この下に「居住民」(inhabitants または land-holders)と呼ばれる一般大衆があり、植民地政府に参加した⁵⁷。この居住民はマサチューセッツ湾植民地では「公民」freeman と呼ばれた人々である。

コネチカット植民地では、マサチューセッツ湾植民地のように公民は教会員である必要はなく、執政官も大きな権限は持たなかった。トマス・フッカーは偉大な牧師として尊敬されたが、それはマサチューセッツ湾植民地のジョン・コットンのように強固な教会組織に支えられた宗教的指導者ではない。コネチカットでは教会員が少なく、市民権は教会員に限定されず、参政権は財産権に基づいていた⁵⁸。フッカーは牧師として第一人者だったが、地主としても総督のジョン・ヘインズ John Haynes に次いで、第二位の不動産を持っていた。フッカーはハートフォード市内にあるコネチカット川からの上陸に使う土地やウェザーズフィールドに近いサウス・メドウズ、さらにオールド・オックス牧草地など広大な土地を所有していた⁵⁹。

このようにしてコネチカット植民地は、宗教色の強いマサチューセッツ湾植民地と異なり、現実的に開拓を進めた人々が実権を握っていた。彼らの周りにはインディアンからの脅威が常に存在しており、教会を設立するよりも植民地政府による防衛を急ぎ、防護の砦を強化する方が重要だったからである。

コネチカット植民地の自治

ペリー・ミラーは「フッカーとコネチカット植民地の民主主義」の中で、フッカーがきわめて民主的に植民地を指導したと指摘している。これはウォリック・パテントの遺産から生じている。ウォリック・パテントはロイヤル・パテントではなく、所有者が貴族であったため、英國国王の直接統治が及ばなかった。アンドルー・デンホームは、パテントは英國国王の介入に対して「絶縁」insulation の役割を果たし、コネチカット植民地はほとんど英國からのコントロールがない自由地帯だったと述べている⁶⁰。

マサチューセッツとコネチカットの植民地創設時の違いは、パテントとチャーターの違いによるものかも知れない。パテントが英國との絶縁の役割を果たしたコネチカットでは、外部からのコントロールはなく、独立していた。コネチカット植民地では、渓谷沿岸の出来たばかりの入植地から地域ごとに執政官を選び、その執政官は居住民から選ばれた。しかもコネチカットは四つの入植地が離れていたため、ハートフォードに政府が置かれていても地方自治にならざるを得なかった。植民地ごとの自治は 1639 年に制定されたコネチカット基本法 Fundamental Orders of Connecticut にも現われており、フッカーやジョン・ヘインズは執政官の権限を抑制し、「厳格な法的制限」“strict constitutional limitations”⁶¹を行なった。

一方マサチューセッツ湾植民地は英國で法人が設立された際に、詳細に政府統治構造がチャーターに記載され、それが新大陸で実行された。執政官と呼ばれる指導者たちが創設期に長い間大きな権限を持ったマサチューセッツ湾植民地では、執政官となる人々が固定し、しかも拒否権を持っていた。彼らの権限は時には「恣意的」“arbitrary”ともいえるほどの運用がなされ⁶²、執政官と代議員の対立が後の議会の上院と下院の分裂となつた。マサチューセッツ湾植民地が執政官に植民地経営の責任を与えたのに対して、コネチカット植民地は実権を居住民やプランターなどの実際開拓をする人々に置いていた。

コネチカット植民地にとって幸運なことに、ウォリック・パテントは1640年代に入ると徐々に英國上流階級から忘れ去られていった。セイブルック砦に入ったジョージ・フェンウィックはパテントを確立しようとしたが、その後ろ盾である彼の友人たちちは英國国王との戦いに明け暮れ、アメリカ大陸にはほとんど注目していなかった。パテント所有者たちは、英國で1640年に長期議会が始まり、チャールズ一世がピューリタンに譲歩し始めると、ニューイングランドへの興味を失い始めた。ウォリック・パテントを持っていた貴族の中にはピューリタンが含まれており、彼らは英國国内でロード大主教とチャールズ一世の権力が弱まるごとに、宗教迫害からの避難地と考えていたニューイングランドへの投資に興味を示さなくなつた。コネチカット植民地の総督となつたウインスロップ二世がハートフォードに移つてからは、セイブルックは時代錯誤的な存在となつてしまい、支配者がいなくなつたため、自然に自治が広がつた。

ウォリック・パテントは前述のジョージ・フェンウィックに貸し出されたが、その後の所有権は不明である。1644年フェンウィックはその権利をコネチカット植民地に売却したとデンホルムは述べているが⁶³、どのように所有権移転を証明したのか、あるいはパテント所有者とその子孫がどのように所有権を主張したのかはわからない。歴史的には、1662年にコネチカット植民地に英國国王からロイヤル・チャーターが与えられた。その際にセイブルックはニューヘイブン植民地と共にコネチカット植民地に併合され、ウォリック・パテントの所有権は消滅した。アメリカ革命時までこの形のコネチカット植民地が維持され、独立革命を経て、現在のコネチカット州となつてゐる。

マサチューセッツ湾植民地もコネチカット植民地も開拓のための勅許状（チャーターとパテント）を与えられたが、それぞれの地域の状況に即して勅許状の性質が変化し、自治が拡大していくと思われる。最初から英國国王の統治を警戒して、法人所在地を記載せずに新大陸へ勅許状を移動したマサチューセッツ湾植民地は、植民地政府を法人に服従させず、独自に荒野を開拓した。一方コネチカット植民地は人が居住していない荒野を、ゼロから作り上げたため、事実上パテント所有者の発言する場所はなく、開拓者たちがみずから自治を行い、土地を配分した。英國国王や貴族たちは自分たちの特権を新大陸にも及ぼそうと考えたが、苛酷な自然を切り開くという現実を前に、文面の上だけの英國的な特権は通用しなかつたと言えるであろう。

勅許状はアメリカの独立とともに無効となるが、その果たした役割は大きなものであった。勅許状

は、初期の北アメリカに植民地を創るという目的を明示し、植民地は国家事業であることの証明書となり、植民者にとっては土地所有の権威の拠り所であった。もし勅許状がなかったならば、マサチューセッツ湾植民地やコネチカット植民地のような秩序ある自治政府を創り出すことは難しかったかも知れない。ニューヨーク植民地のように、オランダとの戦争の後に、英國国王が直接統治を行なった王領植民地との違いは歴然としている。また領主植民地から王領植民地に変わったメリーランド植民地、ペンシルヴァニア植民地、カロライナ植民地、ジョージア植民地では、総督は英國国王により任命され、マサチューセッツ湾植民地やコネチカット植民地とは政府の構造が異なり、自治政府という点ではマサチューセッツ湾植民地にはるかに及ばない。アメリカの植民地時代において、勅許状であるチャーターやパテントを戴きながら、事実上そのコントロールを排除したマサチューセッツ湾植民地やコネチカット植民地の「現場中心主義」にも視点を向けるべきだと思われる。

(本稿は 2006 年度（平成 18 年度）の日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（B）「ピューリタニズムの生成と継承に関する研究」による研究成果の一部である。)

注

- 1 Nathaniel B. Shurtleff ed., *Records of the Governor and Company of the Massachusetts Bay in New England*, 5 vols. (Boston, 1853-1854), 1:3.
- 2 “The Company’s First General Letter of Instructions to Endicott and His Council,” Alexander Young ed., *Chronicles of the First Planters of the Colony of Massachusetts Bay, from 1623 to 1636* (Boston: Charles Little and James Brown, 1846), p. 142.
- 3 Andrew Denholm, *Thomas Hooker: Puritan Preacher, 1586-1647* (Ph.D Dissertation, Hartford Seminary Foundation, 1961), p. 113.
- 4 Ronald Dale Karr, “The Missing Clause: Myth and the Massachusetts Bay Charter of 1629,” *The New England Quarterly* 77 (2004), p. 90.
- 5 “The Charter of the Colony of the Massachusetts Bay in New England,” Nathaniel B. Shurtleff ed., *Records of the Governor and Company of the Massachusetts Bay in New England*, 1:3-20.
- 6 “The Company’s First General Letter of Instructions to Endicott and His Council,” p. 145.
- 7 “The Charter of the Colony of the Massachusetts Bay in New England,” 1: 3.
- 8 Ibid., 1: 4.
- 9 Ibid., 1: 10.
- 10 Ibid., 1: 12.
- 11 Ibid., 1: 13.
- 12 “The Company’s First General Letter of Instructions to Endicott and His Council,” p. 142.

- 13 "The Oath of the governor in New-England," Alexander Young ed., *Chronicles of the First Planters of the Colony of Massachusetts Bay, from 1623 to 1636*, pp. 201-203.
- 14 "The Charter of the Colony of the Massachusetts Bay in New England," 1: 16.
- 15 John Winthrop, "John Winthrop's Defense of the Negative Vote," *Winthrop Papers*, Vol. 4. 1638-44, Massachusetts Historical Society (1944), p. 380-381.
- 16 "The Charter of the Colony of the Massachusetts Bay in New England," 1: 10.
- 17 Ibid., 1: 17.
- 18 "The Company's First General Letter of Instructions to Endicott and His Council," p. 159.
- 19 Ibid., p. 159fn.
- 20 Ibid., p. 144.
- 21 Ibid., p. 143.
- 22 Ibid., p. 145.
- 23 上村達男「市場経済と法」日本経済新聞 2005 年 4 月 13 日、27 頁。
- 24 Richard Morris, *Encyclopedia of American History*, 7th Ed. (N.Y.: Harper Collions, 1996), p. 38.
- 25 Cotton Mather, *Magnalia Christi Americana* (1702), 2 vols. (Hartford: Silas Andrus and Son, 1855), 1:73-74; Edward Johnson, *Johnson's Wonder-Working Providence, 1628-1651*, ed. J. Franklin Jameson (Scribner's, 1910), pp. 36-58; Thomas Hutchinson, *The History of the Colony and Providence of Massachusetts-Bay* (London, 1764; Boston, 1767), ed. by Lawrence Mayo, 2 vols. (Harvard Univ. Press, 1936), 1:13-14.
- 26 "Charter of Massachusetts Bay," *Historical Collections: Consisting of State Papers*, ed. Ebenezer Hazard, 2 vols. (Freeport, N.Y.: Books for Libraries Press, 1969), pp. 239-255.
- 27 Ronald Dale Karr, "The Missing Clause: Myth and the Massachusetts Bay Charter of 1629," *The New England Quarterly* 77 (2004), pp. 89-107.
- 28 Ronald Dale Karr, "The Missing Clause," pp. 91-93.
- 29 "A Generall Court, holden for the Company of the Mattachusetts Bay, in New England, at Mr. Deputyes House, on Tewsday, the 28 of July, 1629," in Nathaniel B. Shurtleff ed., *Records of the Governor and Company of the Massachusetts Bay in New England*, 1:49.
- 30 Andrew Denholm, *Thomas Hooker: Puritan Preacher, 1586-1647*, p. 69; Richard Morris, *Encyclopedia of American History*, p.39.
- 31 George Chalmers, *Political Annals of the Present United Colonies from Their Settlement to the Peace of 1763* (New York,: Franklin, 1968), pp. 147-148, quoted in Ronald Dale Karr, "The Missing Clause," p. 94.
- 32 "Docket Appended to the King's Bill of the Massachusetts Charter," in Charles Deane's "The Forms in Issuing Letters Patent by the Crown of England," *Proceedings of the Massachusetts Historical Society, 1869-70* (Boston, 1871), pp. 172-173, quoted in Ronald Dale Karr, "The Missing Clause," p. 91.

- 33 John Winthrop, "Arbitrary Government Described," in Robert C. Winthrop, *Life and Letters of John Winthrop*, 2 vols. (1864-1867), 2:442-443.
- 34 Ronald Dale Karr, "The Missing Clause," p. 93.
- 35 "The Agreement at Cambridge: The true coppie of the Agreement of Cambridge, August. 26. 1629.," Winthrop Papers, Vol. II, 1623-1630 (Massachusetts Historical Society, 1931), p. 152. この他に合意書が出版されているのは、Thomas Hutchinson, *A Collection of Original Papers Relative to the History of the Colony of Massachusetts-Bay* (1769) pp. 25-26; Alexander Young, *Chronicles of Massachusetts* (1846), pp. 281-282.
- 36 "The Agreement at Cambridge," p. 152.
- 37 Nathaniel B. Shurtleff ed., *Records of the Governor and Company of the Massachusetts Bay in New England*, 1:50.
- 38 Ibid., 1:50.
- 39 Ibid., 1:51.
- 40 Ibid., 1:52-57.
- 41 Ibid., 1:59.
- 42 Darrett B. Rutman, *Winthrop's Boston: A Portrait of a Puritan Town, 1630-1649* (N.Y.: Norton, 1965), p. 45.
- 43 "The Allottment of the Lands, At a Court of Assistants on Thursday, the 21st of May, 1629," Alexander Young ed., *Chronicles of the First Planters of the Colony of Massachusetts Bay, from 1623 to 1636*, pp. 197-200.
- 44 "The Allottment of the Lands, At a Court of Assistants on Thursday, the 21st of May, 1629," p. 197.
- 45 土地の分配については、上記のヤング編集の文献が最も古く、具体的である。他の文献は、Rutman, *Winthrop's Boston*, p. 44; Virginia DeJohn Anderson, Chapter 3 "Transplantation," *New England's Generation* (1991), p. 90.
- 46 Perry Miller, "Hooker and the Democracy of Connecticut," *Errand into the Wilderness* (Harvard, 1956), p. 37.
- 47 Virginia DeJohn Anderson, *New England's Generation*, pp. 89-130; Rutman, *Winthrop's Boston*, pp. 44-45.
- 48 Kenneth A. Lockridge, *A New England Town: The First Hundred Years* (N.Y.: Norton, 1970).
- 49 Anthea and Julia Ballam, *Mayflower: The Voyage that Changed the World* (Alresford, UK: O Books, 2003), pp. 53-67, 134.
- 50 Alden T. Vaughan, *New England Frontier: Puritans and Indians 1620-1675* (Univ. of Oklahoma Press, 1995), p. 117.
- 51 Perry Miller, "Hooker and the Democracy of Connecticut," p. 37.
- 52 Andrew Denholm, *Thomas Hooker: Puritan Preacher, 1586-1647*, pp. 95-96.
- 53 Ibid., p. 110.

- 54 Ibid., p. 99.
- 55 Ibid., pp. 111-112.
- 56 Perry Miller, "Hooker and the Democracy of Connecticut," pp. 37-38.
- 57 Andrew Denholm, *Thomas Hooker: Puritan Preacher, 1586-1647*, pp. 100-101.
- 58 Ibid., p.102.
- 59 Ibid., p.130; William DeLoss Love, *The Colonial History of Harford gathered from the Original Records* (1914), pp. 119-126, 137-139, & 169.
- 60 Andrew Denholm, *Thomas Hooker: Puritan Preacher*, p.113.
- 61 Ibid., p.114.
- 62 Ibid., p.114.
- 63 Ibid., p.113.